

(保 162)

平成 24 年 11 月 13 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

データ提出加算の取扱いについて

平成24年度診療報酬改定において、入院基本料等加算として、A245 データ提出加算が新設されました。

本加算は、厚生労働省が実施する「DPC導入の影響評価に係る調査」に準拠したデータの提出が厚生労働省において確認され、その旨を厚生労働省保険局医療課より通知された病院において届け出ることができるものとされています。

今般、厚生労働省保険局医療課長通知により、添付資料に記載された病院はデータ提出の実績が認められ、様式40-7「データ提出加算に係る届出書」を地方厚生局に提出することにより、平成24年12月よりデータ提出加算を算定できることとなりました。

つきましては本件につきご承知置き下さいますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- データ提出加算の取扱いについて

(平 24.11.5 保医発 1105 第 19 号 厚生労働省保険局医療課長)

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

データ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成24年3月5日保医発0305第2号）別添3の第26の4の3において、「データ加算については、厚生労働省が実施する「DPC導入の影響評価に係る調査」に準拠したデータの提出が、厚生労働省において確認され、その旨を厚生労働省保険局医療課より通知された病院において届け出ることができること。」とされているところである。

今般、以下の病院において、「DPC導入の影響評価に係る調査」に準拠したデータ提出の実績が認められ、データ提出加算の算定が可能となっているので、その旨、通知する。その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

病院名	住所
豊岡第一病院	埼玉県入間市大字黒須1369-3
秩父市立病院	埼玉県秩父市桜木町8-9
産業医科大学若松病院	福岡県北九州市若松区浜町1丁目17-1